

岐阜県公報

号 外 (一) 平 成 二 十 五 年 六 月 二 十 七 日

目 次

選挙管理委員会告示

岐阜県議会議員の補欠選挙を行うべき事由の発生
直接請求又は解職請求のための署名を求めることのできな
い期間

(選挙管理委員会)

ページ

(同) 一

選挙管理委員会告示

岐阜県選挙管理委員会告示第五十三号

平成二十五年六月二十七日、岐阜県議会議員羽島市選挙区において岐阜県議会議員の
補欠選挙を行うべき事由が生じた。

平成二十五年六月二十七日

岐阜県選挙管理委員会

委員長 大 松 利 幸

岐阜県選挙管理委員会告示第五十四号

平成二十五年六月二十八日から岐阜県議会議員羽島市選挙区補欠選挙の期日までの間、
羽島市の区域内においては、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）、地方教育行
政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第六十二号）及び市町村の合併の
特例に関する法律（平成十六年法律第五十九号）の規定による全ての直接請求又は解職
請求のための署名を求めることのできない。

平成二十五年六月二十七日

岐阜県選挙管理委員会

委員長 大 松 利 幸

平成二十五年六月二十七日発行

発行者
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一
岐阜県庁

編集
岐阜市三輪ふりとびあ十三
岐阜文芸社